

京極町農業委員会総会議事録

(第16回令和4年2月24日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月24日 午後1時30分から 2時12分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 (10 人)

1 番	中村明彦
4 番	熊谷 聡
5 番	藤波秀博
6 番	横川順行
7 番	行天英宏
8 番	小山憲一
9 番	小柳光義
10 番	清本勝彦
11 番	船場 茂
12 番	後藤耕藏

4. 欠席委員 (2 人)

2 番	粥川一也
3 番	酒井勇一

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可について
第4 議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について
第5 協議第1号	京極町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見照会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地史博
会計年度任用職員 菅野 梓

7. 産業課職員

課長 小野寺健
農政係 小貫将仁

7. 会議の概要

開会時間 午後1時30分

後藤会長

これより第16回京極町農業委員会総会を開会いたします。

11月に総会がありましたが、12月、1月と案件が無かったため、総会がありませんでした。コロナの関係もあって、顔を合わせることができないためか、皆さん方の中でも今年初めて顔を合わせる方もいらっしゃると思います。遅ればせながらとなりますが、今年一年よろしく願いいたします。

事務局長

本日の総会にあたり、2番粥川委員、3番酒井委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、本日は協議第1号に係る説明員として、京極町役場産業課より、小野寺課長、小貫主事に出席を求めています。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、8番小山委員、9番小柳委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第15回京極町農業委員会総会を、令和3年11月25日に京極町役場議員控室にて開催しております。

4、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、2月1日に2件実施し、小山委員、船場委員、中村委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

なお、来月17日に予定されております北海道農業会議第92回総会への対応につきましては、昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面に

よる議決権行使を行い総会へは出席しない取り扱いとしたいと考えております。
報告第1号につきましては以上となります。

議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長 それでは、以上で報告第1号「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 **【農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について議案書朗読及び説明】**
議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対する許可についてご報告いたします。

農地法第4条第1項及び第5条同項の規定による許可申請について、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取した結果、許可相当との回答があったので、京極町農業委員会会長専決規程に基づき下記の者に対し許可書を交付したことを報告するものとする。令和4年2月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。申請者について。貸主、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借主、京極町字京極527番地、京極町。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目。公簿、現況ともに畑。地籍、〇〇㎡。転用の目的は、公共堆雪場のための一時転用。以上の許可申請につきまして、当委員会の総会審議結果は、11月25日開催の第15回総会において許可相当と判断。対して、北海道農業会議の意見回答は、12月21日開催の第9回常設審議委員会において許可相当との回答。よって本件は転用を許可することとなりました。なお、許可書の交付につきましては、第15回総会での取り決めに基づき、農業会議からの意見回答がありました令和3年12月22日付けで会長専決により行っております。

報告第2号につきましては以上となります。

議長 ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

藤波委員 もう一件同じものがあつたと思うが。

事務局 もう一件は第3種農地ですので、農業会議への意見照会は不要であったため、即日許可しています。

議長 他に発言ございますか。

(発言なし)

よろしいですか。それでは、以上で報告第2号「農地法第4条及び第5条の許可申請に対する許可について」を終わります。

続いて、日程第4、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。小山委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書2ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和4年2月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案2件となっており、新規の利用権設定の計画が1件、利用権の再設定の計画が1件です。はじめに、番号1番について説明いたしますので、議案書3ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿・現況とも畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間について。始期、令和4年2月25日。終期、令和9年2月24日。期日、令和4年2月25日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、農地を賃貸するため。

番号1番について、議案書4ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書6ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第1号の番号1番につきましては、以上となります

議長

ただいまの説明に関連して、1番を小山委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

小山委員

番号1番について、議案書4ページの調査書のとおり、2月1日に調査しました。新たに地域の認定農業者に賃貸するものであり、特に問題はないと思います。

この農地はこれまで長年うちが借りていましたが、借人から規模を少し拡大したいという相談がありまして、たまたま賃貸の更新時期でしたので、ここを借り

てもらおうという経過となりました。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

藤波委員 貸主はもう農家ではないので、売買で進める話にはならなかったのか。

小山委員 うちの父親と貸主の先代の頃から30年以上賃貸しているところなんですけど、先代は売買するという気は無いんだとずっと言っていたと聞いています。自分も後継者がいない状況で買う気は全然無かったので、売買という話はしてこなかったです。新たな借り主の方は、売ってもいいよと言っていただければ購入したい気持ちはあるようなんですけど、今の貸主はそんな感じはないようなので。次の機会に改めてかなと思います。

事務局長 国のほうも、農地は極力永く営農を続けていく気持ちのある認定農業者に集積していくようにという方針を打ち出していて、これを農業委員が調整役となって積極的に進めるよう活動するように言ってきております。先ほど藤波委員がおっしゃったように、こういう賃貸更新のタイミングで、前向きに農地購入の希望を持っている受け手には、出し手が売る方向で調整していくというような活動方針でお願いできればと思っております。

議 長 今事務局から話があったように、そういう機会がある時に売買について声かけしていただければと思います。どうしても土地を所有している方は色々な理由で手放すことを躊躇される事も少なくないでしょうけども、農業をしていない所有者の方は自分で使わない以上は農家の方にしか基本売れないわけですから、機会を逸して将来遊休農地となってしまうのも困りますので、そのあたりを意識して当たってもらえればと思います。

他に発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり決定いたしました。

それでは、小山委員は退席をお願いします。

(小山委員退席)

議 長 番号2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長 **【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】**

続いて、番号2番について説明いたしますので、議案書3ページをご覧ください。

番号2。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、原野、現況、畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間について。始期、令和4年2月25日。終期、令和9年2月24日。期日、令和4年2月25日。借賃、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、賃貸借契約更新のため。

番号2番について、議案書5ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書6ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。

議案第1号の番号2番につきましては、以上となります

議 長 ただいまの説明に関連して、2番を船場委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

船場委員 番号2番について、議案書5ページの調査書のとおり、2月1日に調査しました。賃貸借契約の更新をするもので問題はないと思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり決定いたしました。

(小山委員着席)

議 長

続いて、日程第5、協議第1号「京極町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見照会について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

【協議第1号、朗読】

議案書7ページをご覧ください。日程第5、協議第1号、京極町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見照会についてご協議願います。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、京極町長から京極町農業経営基盤強化促進基本構想についての意見を求められたので、次のとおり協議する。令和4年2月24日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別冊のとおり。

農業経営基盤強化促進基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条で各市町村が定めることができるものと規定されており、京極町においても認定農業者の認定や利用集積計画に基づく売買や賃貸借等を行うための指標とするため、これを定めております。

この基本構想を定めるにあたっては、北海道が制定する「農業経営基盤強化促進基本方針」に即した内容とするよう同法に規定されているところですが、この度、この基本方針の見直しが行われたことから、これに併せて道内の各市町村においても基本構想の見直しが行われることとなり、同法施行規則第2条において農業委員会及び農業協同組合に意見を聴取することが定められていることから、令和4年1月26日付けで京極町より構想内容等についての意見を求められたものであります。

この度の意見照会に当たっては、令和元年11月に求められました京極町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会の際にみなさまから出されたご意見を参考としまして、総会での協議前に十分検討していただいて意見がある場合はその内容が速やかに反映できるよう、産業課担当者より委員の皆さんへ直接、構想案及び見直しポイントの概要説明書について事前に配付、説明がされております。また、意見等がある場合は直接担当者に対して申し述べていただく段取りであったようでありますので、本日はその他の意見及び質疑の有無を聴取したうえで、農業委員会としての意見があれば整理して回答したいと考えております。

また、本日お配りをしました基本構想案及び添付した資料は、事前に寄せていただいた意見や産業課側で数値の修正を反映させたいと再調製したものとなっておりますことを申し添えます。

協議第1号の説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより協議を行います。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

(意見なしの声あり)

議 長

よろしいですか。それでは、当委員会からは特に意見のない旨の内容で回答したいと思います。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第16回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時12分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 3月24日（木）午後 1時30分